

介護保険等に係る各種申請の送付受付可能一覧

項目	対象者	手続き方法	申請書	送付先	手続き後の流れ	備考	担当名
住民票の異動があった場合	住所変更、死亡、氏名変更等があった人。	右の申請書を記入し送付先へ郵送してください。	①介護保険資格取得・異動・喪失届	〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号 上尾市役所高齢介護課 保険料担当	引き続き上尾市に住民登録のある人は、原則住民票の住所へ被保険者証等を郵送いたします。また、死亡・転出した人は、後日介護保険料ご案内の通知を郵送いたします。	申請書に不備があった場合は、申請書に記載の連絡先へご連絡いたしますので、日中お電話が繋がる連絡先のご記入をお願いいたします。	保険料担当 (048-775-5127)
介護保険被保険者証等の再交付申請	介護保険被保険者証等の交付を受けている人。	右の申請書を記入し送付先へ郵送してください。	②介護保険被保険者証等交付・再交付申請書	〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号 上尾市役所高齢介護課 保険料担当	高齢介護課保険料担当へ申請書が届いた日以降に、原則住民票の住所へ郵送いたします。	申請書に不備があった場合は、申請書に記載の連絡先へご連絡いたしますので、日中お電話が繋がる連絡先のご記入をお願いいたします。	保険料担当 (048-775-5127)
介護課保険料の納付確認書が必要な場合	平成31年以前に上尾市に介護保険料を納付した65歳以上の人。	右の申請書を記入し送付先へ郵送してください。	③介護保険料納付確認書交付申請書	〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号 上尾市役所高齢介護課 保険料担当	高齢介護課保険料担当へ申請書が届いた日以降に、原則住民票の住所へ郵送いたします。	申請書に不備があった場合は、申請書に記載の連絡先へご連絡いたしますので、日中お電話が繋がる連絡先のご記入をお願いいたします。	保険料担当 (048-775-5127)
介護保険料の減免及び徴収猶予を受ける場合	生計中心者の収入が著しく減少した等により、介護保険料の納付が困難な人。	高齢介護課保険料担当まで（048-775-5127）までご連絡ください。必要書類等は、状況を伺いながらお伝えいたします。			状況を伺ってから送付いたしますので、まずはお電話でご相談ください。		保険料担当 (048-775-5127)
介護保険要介護・要支援認定申請書	要介護認定申請をする人。	右の申請書を記入し送付先へ郵送してください。 ※申請日は郵送書類が高齢介護課に到達した日となります。	④介護保険要介護・要支援認定申請書	〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号 上尾市役所高齢介護課 介護認定担当	申請後、市の調査員が訪問し、本人の身体状況をお聞きし調査票を作成します。また、主治医が本人の身体状況についての意見書を作成します。その後、審査会の決定により、非該当・要支援1・要支援2・要介護1から5のいずれかに確定します。原則申請日から30日以内に認定結果を通知します。	申請書に不備があった場合は、申請書に記載の連絡先へご連絡いたしますので、日中お電話が繋がる連絡先のご記入をお願いいたします。	介護認定担当 (048-775-5126)
介護保険要介護・要支援認定（更新・区分変更）申請取下申請書	要介護認定申請後に、状況が変わり申請を取り下げる人。	右の申請書を記入し送付先へ郵送してください。 ※申請日は郵送書類が高齢介護課に到達した日となります。	⑤介護保険要介護・要支援認定（更新・区分変更）申請取下申請書	〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号 上尾市役所高齢介護課 介護認定担当	申請後、市から新たな介護保険被保険者証を送付します。	申請書に不備があった場合は、申請書に記載の連絡先へご連絡いたしますので、日中お電話が繋がる連絡先のご記入をお願いいたします。	介護認定担当 (048-775-5126)
介護保険要介護・要支援認定取消申請書	要介護認定を取り消したい人。	右の申請書を記入し送付先へ郵送してください。 ※申請日は郵送書類が高齢介護課に到達した日となります。	⑥介護保険要介護・要支援認定取消申請書	〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号 上尾市役所高齢介護課 介護認定担当	申請後、市から新たな介護保険被保険者証を送付します。	申請書に不備があった場合は、申請書に記載の連絡先へご連絡いたしますので、日中お電話が繋がる連絡先のご記入をお願いいたします。	介護認定担当 (048-775-5126)
介護認定情報提供申請書（介護老人福祉施設優先入所申込用）	介護老人福祉施設優先入所申込のため、介護認定情報提供の申請をする人。	右の申請書とご本人確認書類（①運転免許証、②旅券、③介護保険証《申請者ご本人のもの》、④健康保険証、⑤マイナンバーカードのいずれか）のコピー、返信用封筒（110円分の切手を貼付）を同封し、送付先へ郵送してください。 ※申請日は郵送書類が高齢介護課に到達した日となります。	⑦介護認定情報提供申請書 （介護老人福祉施設優先入所申込用）	〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号 上尾市役所高齢介護課 介護認定担当	申請後、市から対象者の情報を送付します。複写機使用料をお支払いいただくため、納付書を同封します。	申請書に不備があった場合は、申請書に記載の連絡先へご連絡いたしますので、日中お電話が繋がる連絡先のご記入をお願いいたします。	介護認定担当 (048-775-5126)
要介護認定情報提供申請書	要介護認定情報提供の申請をする事業者の人。	右の申請書と介護支援専門員証のコピー、返信用封筒（110円分の切手を貼付）を同封し、送付先へ郵送してください。 ※申請日は郵送書類が高齢介護課に到達した日となります。	⑧要介護認定情報提供申請書	〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号 上尾市役所高齢介護課 介護認定担当	申請後、市から対象者の情報を送付します。複写機使用料をお支払いいただくため、納付書を同封します。	申請書に不備があった場合は、申請書に記載の連絡先へご連絡いたしますので、日中お電話が繋がる連絡先のご記入をお願いいたします。	介護認定担当 (048-775-5126)
障害者控除対象者認定申請書	次の(1)から(3)のすべてに該当する人。 (1)認定基準日（対象年の12月31日）時点で上尾市の介護保険被保険者である (2)認定基準日（対象年の12月31日）時点で満65歳以上 (3)寝たきりや車椅子（屋内での生活はおおむね自立しているが介助なしでは外出できない）、認知症（日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが多少みられる）である ※要介護認定を受けていない人は、医師の診断書（市指定の様式）の提出が必要になります。	右の申請書とご本人確認書類（①運転免許証、②旅券、③介護保険証《申請者ご本人のもの》、④健康保険証、⑤マイナンバーカードのいずれか）のコピーを同封し、送付先へ郵送してください。 ※申請日は郵送書類が高齢介護課に到達した日となります。	⑨障害者控除対象者認定申請書	〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号 上尾市役所高齢介護課 介護認定担当	申請後、約10日前後で「障害者控除対象者認定書」を送付します。	申請書に不備があった場合は、申請書に記載の連絡先へご連絡いたしますので、日中お電話が繋がる連絡先のご記入をお願いいたします。	介護認定担当 (048-775-5126)
おむつに係る費用の医療費控除に用いる証明の確認願	次の(1)、(2)の両方に該当する人 (1)認定基準日（対象年の12月31日）時点で上尾市の介護保険被保険者であり要介護認定を受けている (2)介護保険主治医意見書の内容が寝たきり状態であり、且つ、尿失禁の可能性があるまたは失禁への対応としてカテーテルを使用している ※条件に該当しない場合は、医療機関で「おむつ使用証明書」を取得してください。	右の申請書とご本人確認書類（①運転免許証、②旅券、③介護保険証《申請者ご本人のもの》、④健康保険証、⑤マイナンバーカードのいずれか）のコピーを同封し、送付先へ郵送してください。 ※申請日は郵送書類が高齢介護課に到達した日となります。	⑩おむつに係る費用の医療費控除に用いる証明の確認願	〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号 上尾市役所高齢介護課 介護認定担当	申請後、約10日前後で「おむつに係る費用の医療費控除に用いる証明の確認書」を送付します。	申請書に不備があった場合は、申請書に記載の連絡先へご連絡いたしますので、日中お電話が繋がる連絡先のご記入をお願いいたします。	介護認定担当 (048-775-5126)
介護保険高額（介護予防）サービス費支給申請書	該当者には申請書をお送りしています。	右の申請書を記入し送付先へ郵送してください。	介護保険高額（介護予防）サービス費支給申請書	〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号 上尾市役所高齢介護課 給付適正担当	ご申請の翌月に、ご記入いただいた口座にお振込みいたします。また、支給決定通知を送付いたします。	申請書に不備があった場合は、申請書に記載の連絡先へご連絡いたしますので、日中お電話が繋がる連絡先のご記入をお願いいたします。	給付適正担当 (048-775-6473)
上尾市介護サービス利用者負担助成費支給申請書	該当者には申請書をお送りしています。	右の申請書を記入し送付先へ郵送してください。	上尾市介護サービス利用者負担助成費支給申請書	〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号 上尾市役所高齢介護課 給付適正担当	ご申請の翌月に、ご記入いただいた口座にお振込みいたします。また、支給決定通知を送付いたします。	申請書に不備があった場合は、申請書に記載の連絡先へご連絡いたしますので、日中お電話が繋がる連絡先のご記入をお願いいたします。	給付適正担当 (048-775-6473)
介護保険負担限度額認定申請書	次の要件を満たす人。 ・世帯の全員（世帯が別の配偶者を含む）が住民税非課税であること ・預貯金等の資産が単身で1,000万円以下（配偶者がいる場合は合わせて2,000万円以下）であること	収入要件等の事前確認が必要となります。	⑪介護保険負担限度額認定申請書	〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号 上尾市役所高齢介護課 給付適正担当	審査の上、認定証を送付いたします。	裏面も忘れずにご提出ください。申請書に不備があった場合は、申請書に記載の連絡先へご連絡いたしますので、日中お電話が繋がる連絡先のご記入をお願いいたします。	給付適正担当 (048-775-6473)
居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書	ケアマネージャー	右の申請書を記入し送付先へ郵送してください。	居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書	〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号 上尾市役所高齢介護課 給付適正担当	担当の居宅介護支援事業所を記載した被保険者証を送付いたします。	申請書に不備があった場合は、申請書に記載の連絡先へご連絡いたします。	給付適正担当 (048-775-6473)
介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書	ケアマネージャー	右の申請書を記入し送付先へ郵送してください。	介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書	〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号 上尾市役所高齢介護課 給付適正担当	担当の地域包括支援センターを記載した被保険者証を送付いたします。	申請書に不備があった場合は、申請書に記載の連絡先へご連絡いたします。	給付適正担当 (048-775-6473)

項目	対象者	手続き方法	申請書	送付先	手続き後の流れ	備考	担当名
介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書	ケアマネジャー	関係書類一式を送付してください。	介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書	〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号 上尾市役所高齢介護課 給付適正担当	審査の上、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給適合（不適合）確認通知書を被保険者に送付いたします。	申請書に不備があった場合は、申請書に記載の連絡先へご連絡いたします。	給付適正担当 (048-775-6473)
介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修完了報告書	支給の申請をする人	関係書類一式を送付してください。	介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書	〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号 上尾市役所高齢介護課 給付適正担当	ご申請いただいた口座にお振込みいたします。また、支給決定通知を送付いたします。	申請書に不備があった場合は、申請書に記載の連絡先へご連絡いたします。	給付適正担当 (048-775-6473)
介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書	支給の申請をする人	関係書類一式を送付してください。	介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書	〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号 上尾市役所高齢介護課 給付適正担当	ご申請いただいた口座にお振込みいたします。また、支給決定通知を送付いたします。	申請書に不備があった場合は、申請書に記載の連絡先へご連絡いたします。	給付適正担当 (048-775-6473)
高齢者等居宅改善整備費支給申請書	ケアマネジャー	関係書類一式を送付してください。	高齢者等居宅改善整備費支給申請書	〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号 上尾市役所高齢介護課 給付適正担当	審査の上、上尾市高齢者等居宅改善整備費支給適合（不適合）確認通知書を送付いたします。	申請書に不備があった場合は、申請書に記載の連絡先へご連絡いたします。	給付適正担当 (048-775-6473)
軽度者に対する福祉用具貸与の別外給付確認依頼書	ケアマネジャー	関係書類一式を送付してください。	軽度者に対する福祉用具貸与の別外給付確認依頼書	〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号 上尾市役所高齢介護課 給付適正担当	軽度者に対する福祉用具貸与の別外給付の確認結果通知書を送付いたします。	申請書に不備があった場合は、申請書に記載の連絡先へご連絡いたします。	給付適正担当 (048-775-6473)
介護事業所指定・加算関係書類	事業所	関係書類一式を送付してください。	介護事業所指定・加算関係書類	〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号 上尾市役所高齢介護課 給付適正担当	結果をご連絡いたします。	申請書に不備があった場合は、申請書に記載の連絡先へご連絡いたします。	給付適正担当 (048-775-6473)
介護給付費過誤申立書	事業所	右の申請書を入り送付先へ郵送してください。	介護給付費過誤申立書	〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号 上尾市役所高齢介護課 給付適正担当	市から国保連合会へ取下げを依頼します。	申請書に不備があった場合は、申請書に記載の連絡先へご連絡いたします。	給付適正担当 (048-775-6473)
配食サービス	市内に住する次の人・一人暮らしまたは高齢者のみ（これに準ずる）世帯、おおむね65歳以上の人・身体、知的、精神障害の人。	パンフレットを郵送しますので、協力店に直接連絡をしてください。					高齢者福祉担当 (048-775-5124)
緊急通報システム	市内に住所があり、次のいずれかに該当する人。 ・おおむね65歳以上で日常生活を営む上で常時注意を要する人・外出困難な重度身体障がい者 ・固定電話を所持している	新規：受付は地域包括支援センターです。 変更・中止：受付は高齢介護課です。（支所・出張所不可）	（変更・中止） ④上尾市緊急通報システム利用変更・中止届出書	（新規） お住まいの地域の包括支援センターへお問い合わせください。 （変更・中止） 〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号 上尾市役所高齢介護課 高齢者福祉担当	（新規） 地域包括支援センターからの申請を受け、市の承認がおりた場合、利用決定通知書を送付します。2～3週間程度で株式会社エースまたはALSOKから設置についての連絡があります。 （変更・中止） 中止に伴った機器の撤去については高齢介護課、株式会社エースまたはALSOKにご相談ください。	申請書に不備があった場合は、申請書に記載の連絡先へご連絡いたしますので、日中お電話が繋がる連絡先のご記入をお願いいたします。	高齢者福祉担当 (048-775-5124)
徘徊高齢者等探索サービス	市内に住所があり、次のいずれかに該当する人を在宅で介護している人。 ・65歳以上で、認知症による徘徊症状のある人。 ・初老期における認知症を有し、機器の必要性が特に認められる。	新規：受付は地域包括支援センターです。 変更・中止：受付は高齢介護課です。（支所・出張所不可）	（変更・中止） ④上尾市徘徊高齢者等探索サービス利用変更届	（新規） お住まいの地域の包括支援センターへお問い合わせください。 （変更・中止） 〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号 上尾市役所高齢介護課 高齢者福祉担当	（新規） 地域包括支援センターからの申請を受け、市の承認がおりた場合、利用承認通知書を送付します。セコム㈱より文書が届きますので、必要事項を記入してセコム㈱に返送してください。 （変更・中止） 中止の場合、セコム㈱から返信用封筒が届きますので、探索機器本体をご返送ください。	申請書に不備があった場合は、申請書に記載の連絡先へご連絡いたしますので、日中お電話が繋がる連絡先のご記入をお願いいたします。	高齢者福祉担当 (048-775-5124)
日常生活用具給付	市内に住所がある65歳以上、世帯全員が住民税非課税 火災警報器・自動消火器・住宅の寒たきりや1人暮らしの高齢者、電磁調理器…心身機能の低下に伴い、防火などの配慮が必要一人暮らし高齢者。	支給要件等、確認させていただきますので、事前にご連絡下さい。	④上尾市高齢者日常生活用具給付申請書	〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号 上尾市役所高齢介護課 高齢者福祉担当	市の承認がおりた場合、給付決定通知書を送付します。市で依頼した業者より設置についての連絡があります。	申請書に不備があった場合は、申請書に記載の連絡先へご連絡いたしますので、日中お電話が繋がる連絡先のご記入をお願いします。	高齢者福祉担当 (048-775-5124)
緊急医療情報キット	市内に住所がある65歳以上（一世帯につき一個）。	申請書に本人確認書類のコピーを添付して送付先へ郵送してください。	④上尾市緊急医療情報キット利用申請書	〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号 上尾市役所高齢介護課 高齢者福祉担当	申請書の確認後、緊急医療情報キットを郵送します。	申請書に不備があった場合は、申請書に記載の連絡先へご連絡いたしますので、日中お電話が繋がる連絡先のご記入をお願いいたします。	高齢者福祉担当 (048-775-5124)
要介護高齢者介護者慰労金	市内に住所のある高齢者と同居し、常時介護している人。介護を受ける高齢者は次の要件をすべて満たす人。 ・65歳以上 ・介護保険の認定が「要介護4」、または、「要介護5」 ・施設に入所していない、または、医療機関に入院していない ・要介護高齢者手当の支給を受けていない	支給要件等、確認させていただきますので、事前にご連絡下さい。	④上尾市要介護高齢者介護者慰労金申請書	〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号 上尾市役所高齢介護課 高齢者福祉担当	承認がおりた場合、申請した翌月の中旬ごろに決定通知書を送付いたします。支給に際し7月、11月、3月に「現況届」をお送りしますので、ご提出をお願いします。郵送での受付も可能です。	申請書に不備があった場合は、申請書に記載の連絡先へご連絡いたしますので、日中お電話が繋がる連絡先のご記入をお願いいたします。	高齢者福祉担当 (048-775-5124)
要介護高齢者手当	市内に住所があり、次の要件をすべて満たす人。 ・65歳以上 ・介護保険の認定が「要介護4」、または、「要介護5」 ・施設に入所していない、または、医療機関に入院していない ・世帯の構成員の全てが前年の所得（1月から7月までの月分の手当てに係る所得については、前々年の所得）に係る市町村民税が非課税 ・要介護高齢者慰労金の支給を受けていない	支給要件等、確認させていただきますので、事前にご連絡下さい。	④上尾市要介護高齢者手当申請書	〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号 上尾市役所高齢介護課 高齢者福祉担当	承認がおりた場合、申請した翌月の中旬ごろに決定通知書を送付いたします。支給に際し7月、11月、3月に「現況届」をお送りしますので、ご提出をお願いします。郵送での受付も可能です。	申請書に不備があった場合は、申請書に記載の連絡先へご連絡いたしますので、日中お電話が繋がる連絡先のご記入をお願いいたします。	高齢者福祉担当 (048-775-5124)
紙おむつ給付	市内に住所があり、次の要件をすべて満たす人。 ・65歳以上 ・介護保険の認定が「要介護4」、または、「要介護5」 ・施設に入所していない、または、医療機関に入院していない ・世帯の構成員の全てが前年の所得（1月から7月までの月分の紙おむつ券交付に係る所得については、前々年の所得）に係る市町村民税が非課税	支給要件等、確認させていただきますので、事前にご連絡下さい。	④上尾市要介護高齢者紙おむつ給付申請書	〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号 上尾市役所高齢介護課 高齢者福祉担当	承認がおりた場合、1週間程度で紙おむつ券を郵送します。償還払いについては、郵送での受付も可能です。	申請書に不備があった場合は、申請書に記載の連絡先へご連絡いたしますので、日中お電話が繋がる連絡先のご記入をお願いいたします。	高齢者福祉担当 (048-775-5124)
あんしん証	市内に住所がある、60歳以上の人。	申請書に6カ月以内に撮影した証明写真2枚と身分証明書（顔写真入り）のコピー、普通郵便110円分の切手を同封して送付先へ郵送してください。	④上尾市あんしん証交付申請書	〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号 上尾市役所高齢介護課 高齢者福祉担当	1～15日までの受付の人は同月20日以降に16～31日までの受付の人は翌月5日以降に郵送します。	申請書に不備があった場合は、申請書に記載の連絡先へご連絡いたしますので、日中お電話が繋がる連絡先のご記入をお願いいたします。	高齢者福祉担当 (048-775-5124)
ヘルプカード・マーク	外見からわからなくても援助や配慮を必要としている人。	マークについては郵送希望時の電話等で任意の聞き取り事項があります。	申請書はありません		カードを郵送します。		高齢者福祉担当 (048-775-5124)